

公示

千曲市公共下水道の事業計画を変更するに当たり、下水道法施行令第3条の規定により、次のとおり公示する。

その関係書類は、上下水道課に備え置いて、公示の日から15日、一般の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに市長あてに意見書を提出することができる。

令和6年3月11日

千曲市長 小川 修一



- 1 事業計画の種類及び名称  
千曲市公共下水道事業計画
- 2 変更内容  
事業計画区域の拡大、事業期間の延長
- 3 工事着手の年月日  
平成4年3月2日
- 4 工事完成の予定年月日  
令和10年3月31日
- 5 縦覧期間  
自 令和6年3月11日  
至 令和6年3月25日
- 6 縦覧場所  
千曲市役所建設部上下水道課